

第4次 静岡県地球温暖化対策実行計画 の見直しについて

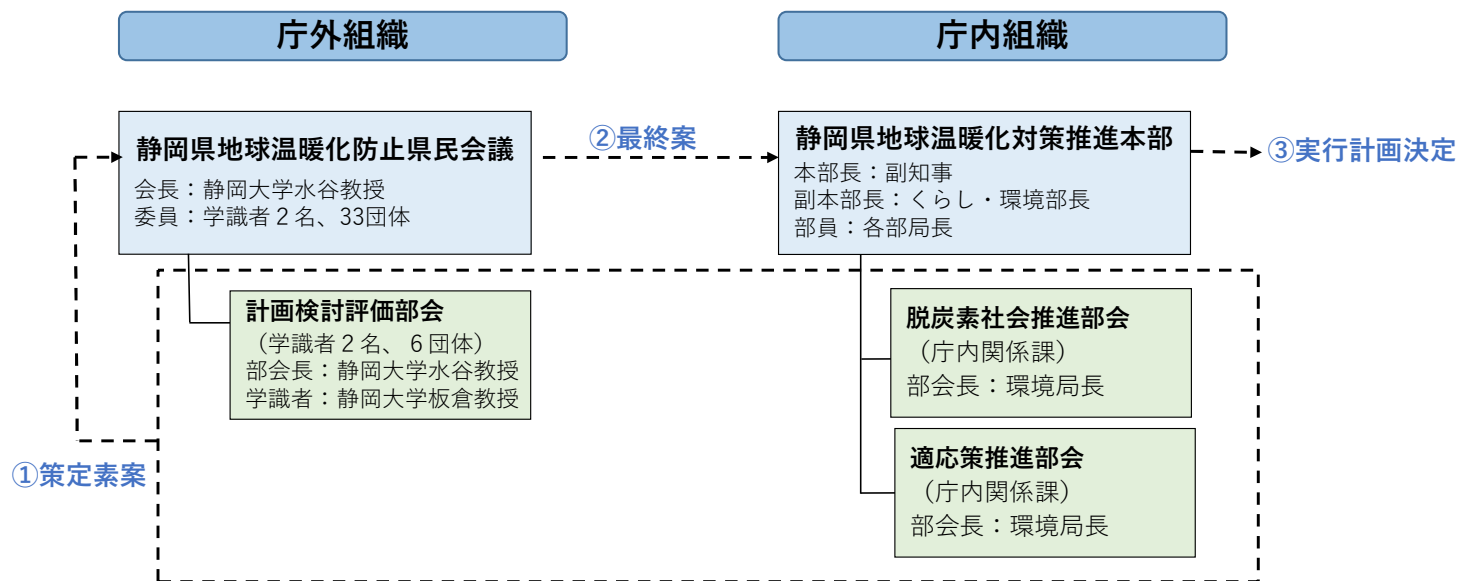


現行の実行計画の概要

策定年月	2022（令和4）年3月
計画期間	2022（令和4）年度～2030（令和12）年度 ※ 第1章 3 計画期間 …なお、状況の変化に対応するため、5年程度をめぐりに見直しを行います。
基準年度	2013年度
目標 （成果指標）	長期目標：2050年 カーボンニュートラル 目 標：2030年度 46.6%削減 再生可能エネルギー導入量：84.7万kl
方針	1 各部門の徹底した省エネルギー対策等の推進 2 再生可能エネルギー等の導入・利用促進 3 技術革新の推進 4 吸収源対策の推進
重点施策	1 中小企業等脱炭素化支援プロジェクト 2 建築物・住宅の省エネ化の推進 3 脱炭素型ライフスタイルへの転換 4 再生可能エネルギーの導入拡大
管理指標	4つの方針ごとに、計37の管理指標を設定
具体的な取組	4つの方針ごとに、各課の取組を記載

見直しの検討体制

静岡県地球温暖化防止県民会議にて計画策定案を審議し、
静岡県地球温暖化対策推進本部にて決定

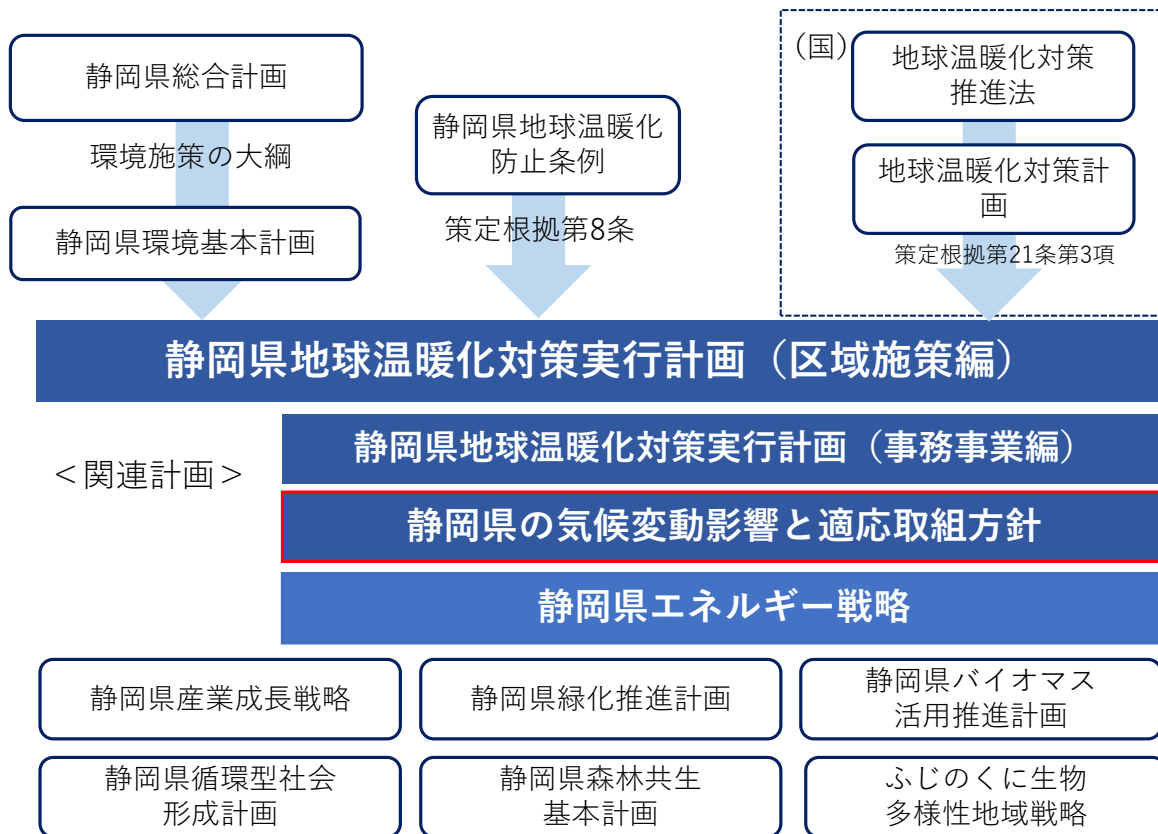


スケジュール（予定）

年	月	内容
令和 8 年	2 月	県民会議（見直しの方向性）
	7 月	計画検討評価部会① （現状課題、取組の柱、骨子案）
	11 月	計画検討評価部会②（計画素案、管理指標）
	12 月	パブリックコメント
令和 9 年	1 月	計画検討評価部会③（最終案）
	2 月	県民会議（最終案）
	3 月	策定・公表



1 計画の位置付け



静岡県
Shizuoka Prefectural Government

5

1 計画の位置付け 気候変動影響と適応取組方針の統合

地球温暖化対策実行計画＝緩和策

気候変動影響と適応取組方針＝適応策

緩和 とは？
原因を少なく

2つの
気候変動対策

適応 とは？
影響に備える

緩和策の例



適応策の例



出典：気候変動適応情報プラットフォーム



静岡県
Shizuoka Prefectural Government

6

1 計画の位置付け 気候変動影響と適応取組方針の統合

<背景>

- ・現行の静岡県の気候変動影響と適応取組方針は2019年3月に策定され、策定から約7年が経過している。
- ・この間、全国各地で猛暑や豪雨等の極端現象が頻発・激甚化するとともに、農林水産業、自然災害、健康、生態系など幅広い分野において気候変動による影響が確認されており、**気候変動への適応の重要性が一層高まっている**。
- ・国では、気候変動適応法の改正、気候変動適応計画の策定・改定、第3次気候変動影響評価報告書の公表など、適応政策の充実が進められている。
- ・県内においても、猛暑や大雨等による影響が顕在化しており、**地域特性を踏まえた適応策の充実が求められている**。
- ・気候変動対策を一層効果的・効率的に推進するため、計画体系の見直しが必要となっている。

地球温暖化対策実行計画の見直しに併せて**統合**する

気候変動影響と適応取組方針を地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の一章として位置づけ、緩和と適応を一体的に推進する計画体系へ見直す。



静岡県
Shizuoka Prefectural Government

7

2 計画策定の背景 環境を巡る世界の動向

IPCCの将来予測（第6次評価報告書統合報告書）

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2023年3月に第6次評価報告書統合報告書を公表。
- この報告書では、人間活動の影響で地球が温暖化していることには**疑う余地がなく**、世界平均気温は産業革命前を基準として**既に約1.1°C上昇**したこと、温暖化を1.5°C又は2°Cに抑制しうるかは、主にCO2排出正味ゼロを達成する時期までの**累積炭素排出量**と、**この10年の温室効果ガス排出削減の水準**によって決まることなどが示された。

国際連合枠組条約締約国会議（COP）

- 2024年11月にアゼルバイジャン共和国・バクーで開催されたCOP29では「**2035年までに少なくとも年間3,000億ドル**」の途上国支援目標や、国際的に協力して削減・除去対策を実施する**パリ協定第6条の詳細ルール**を決定。
- 2025年11月にブラジル・ベレンで開催されたCOP30では、「化石燃料からの脱却」や、脱却を具体化する工程表に関する記述は見送りとなったものの、気候変動による災害に備える「**適応**」のための資金は、2035年までに少なくとも**3倍**にする努力を求めることや、適応分野の進捗を測定するための**指標リスト**が採択され、**翌年も継続検討**することを決定。



静岡県
Shizuoka Prefectural Government

8

地球温暖化対策推進法の改正

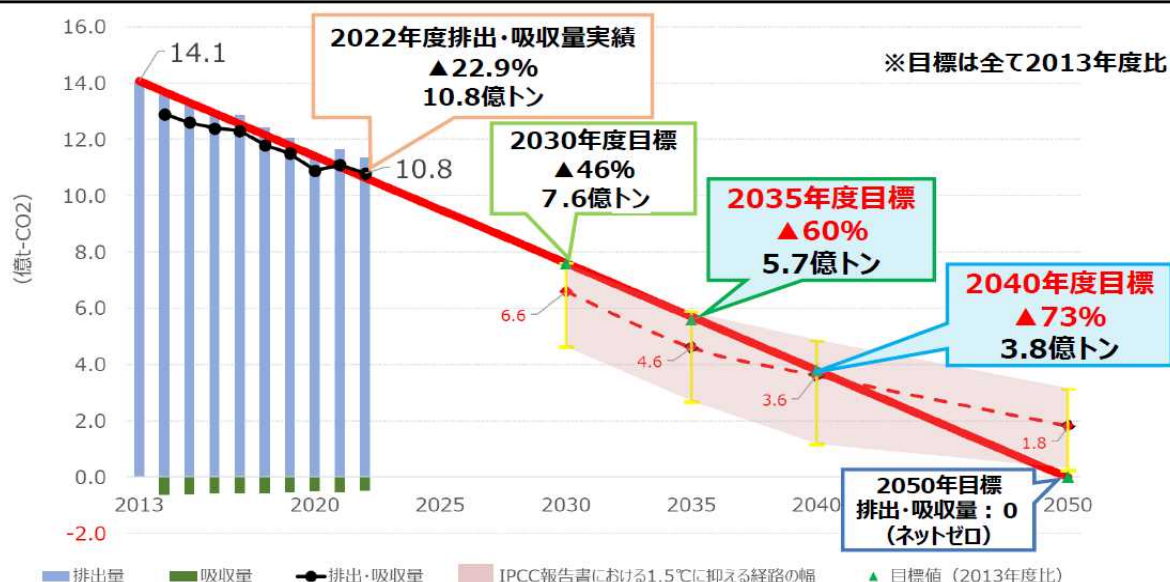
- 2050年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、**脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速**させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る。
- 令和6年改正では、国内外で地球温暖化対策を加速するため、**JCMクレジットの発行、管理等**に関する**主務大臣の手續等を規定**するとともに、主務大臣に代わり、これらの手續等を行うことができる指定法人制度を創設するほか、地域共生型再エネの導入促進に向けた**地域脱炭素化促進事業制度の拡充**等について定めた。



2 計画策定の背景 日本の動向

地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の改定 次期削減目標（NDC）

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



2 計画策定の背景 日本の動向

次期NDC達成に向け地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

- 次期NDC 達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的**に、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の脱炭素化、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、「**廃棄物処理×CCU**」の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCMや都市間連携**等の協力を拡大



静岡県
Shizuoka Prefectural Government

出典：環境省「地球温暖化対策計画の概要」

11

2 計画策定の背景 日本の動向

排出量取引制度・化石燃料賦課金の導入

排出量取引制度

2026年度～

① 排出枠の割当

- 一定の基準に従って政府が排出枠（排出許可証のようなもの）を割当。

余剰を売却
削減
排出枠の割当量
排出量

排出枠

取引所

② 排出枠の取引の実施

- 市場を介して実績との過不足分を融通。

不足分を調達

超過

排出枠の割当量
排出量

➡ 特に排出量の多い企業を対象に、**効果的かつ費用効率的な排出削減取組を促進**

化石燃料賦課金

2028年度～

- **化石燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量に応じた金額**を賦課するもの。
- 化石燃料の輸入事業者等に支払い義務。転嫁を通じて**社会全体で、化石燃料の使用に伴うコストを負担**。

➡ 化石燃料の需要家に対して、**排出量取引よりも広範に行動変容を促す**ことが可能。



静岡県
Shizuoka Prefectural Government

出典：第16回 産業構造審議会 イノベーション・環境文科会

12

SSBJ基準の適用

開示基準の適用	- グローバルな投資家との建設的な対話を志向するプライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。 - SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、以下の通り適用開始する。 i. 時価総額3兆円以上の企業：2027年3月期 ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業：2028年3月期 iii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業：2029年3月期 (注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。 (注2) 「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算定。 - 経過措置としての二段階開示は、適用開始から2年間とする。
	- 開示基準の適用義務化の開始時期の翌年から保証を義務付ける。 - 保証範囲は当初2年間は限定(3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)。保証業務実施者を登録制(法人)とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能とする。



出典：金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告



静岡県
Shizuoka Prefectural Government

13

2 計画策定の背景 本県の状況

県内24市町がゼロカーボンシティを表明（2026. 3. 31現在）

- 県内においても、脱炭素社会実現を目指す動きは広がりを見せ、2026年3月31日現在、**24市町が「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを表明**している。

表明した市町： 御殿場市、浜松市、静岡市、牧之原市、富士宮市、御前崎市、藤枝市、焼津市、伊豆の国市、島田市、富士市、磐田市、湖西市、裾野市、袋井市、沼津市、三島市、小山町、**伊豆市、熱海市、菊川市、下田市、伊東市、掛川市**
※下線はR3計画策定時からの追加



静岡県
Shizuoka Prefectural Government

14

静岡県総合計画の策定

- 急速な時代の変化に的確に対応し、新しい時代を切り拓いていくため、令和8年2月に **静岡県総合計画～しずおかウェルビーイングプラン～** を策定
- 「幸福度日本一の静岡県」を目指し、大柱「環境・エネルギー」、中柱「脱炭素社会の構築」を掲げる



静岡県

Shizuoka Prefectural Government

出典：静岡県総合計画概要版

15

静岡県エネルギー戦略の策定

- 国の第7次エネルギー基本計画やGX2040ビジョンを踏まえ、**GXの取組により経済と環境が好循環**していくことを通して、2050年のカーボンニュートラル社会の実現を目指すため、令和8年3月「**静岡県エネルギー戦略**」を策定



静岡県

Shizuoka Prefectural Government

16

3 現行計画の評価と課題 県内の温室効果ガス排出量

2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量（速報値）は、**2,576**万t-CO₂で、基準年度（2013（平成25））と比べ**25.8%減少**。

（万t-CO₂）

部 門		<基準年度> 2013(H25)		<目標> 2030(R12)	2023(R5) (速報値)					
		排出量		2013年度比 削減率 (C-A)/A	排出量		2013年度比 削減率 (D-A)/A	(参考)国 2013年度比 削減率	対前年度比 削減率	(参考)国 対前年度比 削減率
		排出量(A)	構成比		排出量(D)	構成比				
二酸化炭素	(内 訳)	3,304	95.2%	▲45.1%	2,512	93.9%	▲24.0%	▲24.8%	▲4.6%	▲4.1%
	産 業	1,322	38.1%	▲38.9%	1,011	37.8%	▲23.5%	▲26.7%	▲2.1%	▲4.0%
	業 務	615	17.7%	▲69.3%	420	15.7%	▲31.7%	▲29.7%	+0.6%	▲6.2%
	家 庭	604	17.4%	▲46.8%	417	15.6%	▲30.9%	▲29.7%	▲17.0%	▲6.8%
	運 輸	683	19.7%	▲34.8%	582	21.8%	▲14.7%	▲15.2%	▲2.7%	▲0.7%
	廃棄物等	80	2.3%	▲38.0%	82	3.1%	+1.9%	+0.2%	+0.0%	▲3.4%
その他ガス		165	4.8%	▲19.1%	164	6.1%	▲0.6%	+1.3%	▲10.7%	▲2.6%
温室効果ガス排出量 計		3,469	100%	▲43.9%	2,676	100%	▲22.9%	▲23.3%	▲5.0%	▲4.0%
森林吸収		-	-	-	▲ 100	-	-	-	▲4.2%	▲0.8%
排出・吸収量 総計		3,469	-	▲46.6%	2,576	-	▲25.8%	▲27.1%	▲5.0%	▲4.2%

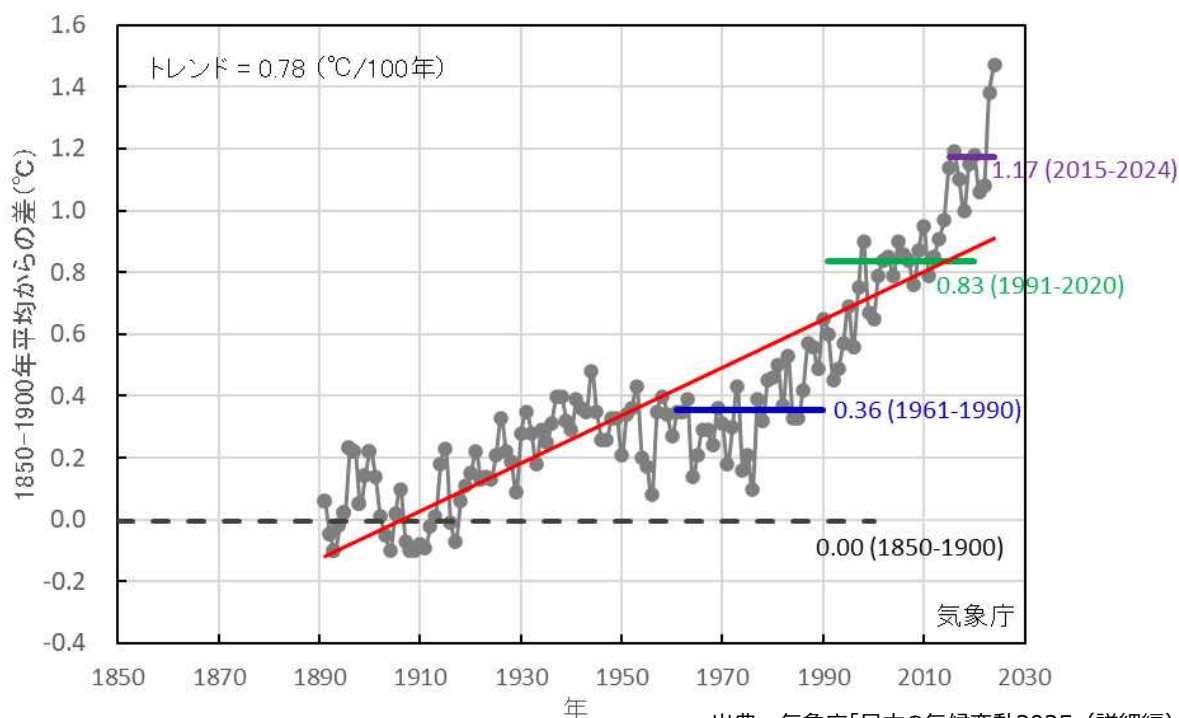


静岡県
Shizuoka Prefectural Government

17

3 現行計画の評価と課題 世界平均気温

2024年の世界平均気温は、パリ協定の目標値である**1.5度を超える**など、地球温暖化が対策を上回る速度で進行



静岡県
Shizuoka Prefectural Government

18

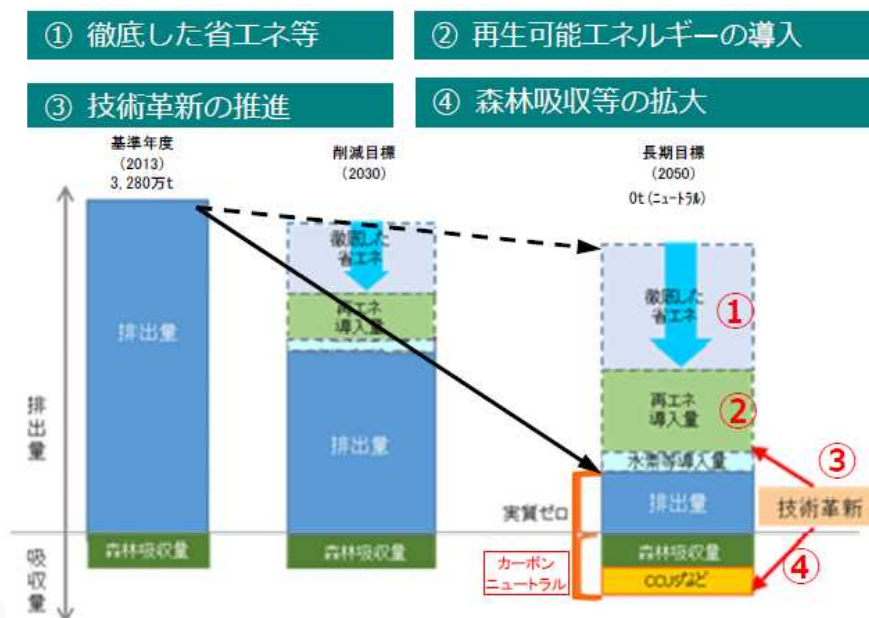
4 計画の目標

◎長期目標：2050年脱炭素社会の実現

- ・社会全体を脱炭素社会にシフトチェンジしていくことで、将来の世代に安心して暮らせるための社会・自然環境を継承

◎2030年度温室効果ガス削減目標：2013年度比 46.6%削減

- ・2035年、2040年の数値は均等に推移した場合の値を参考数値として記載

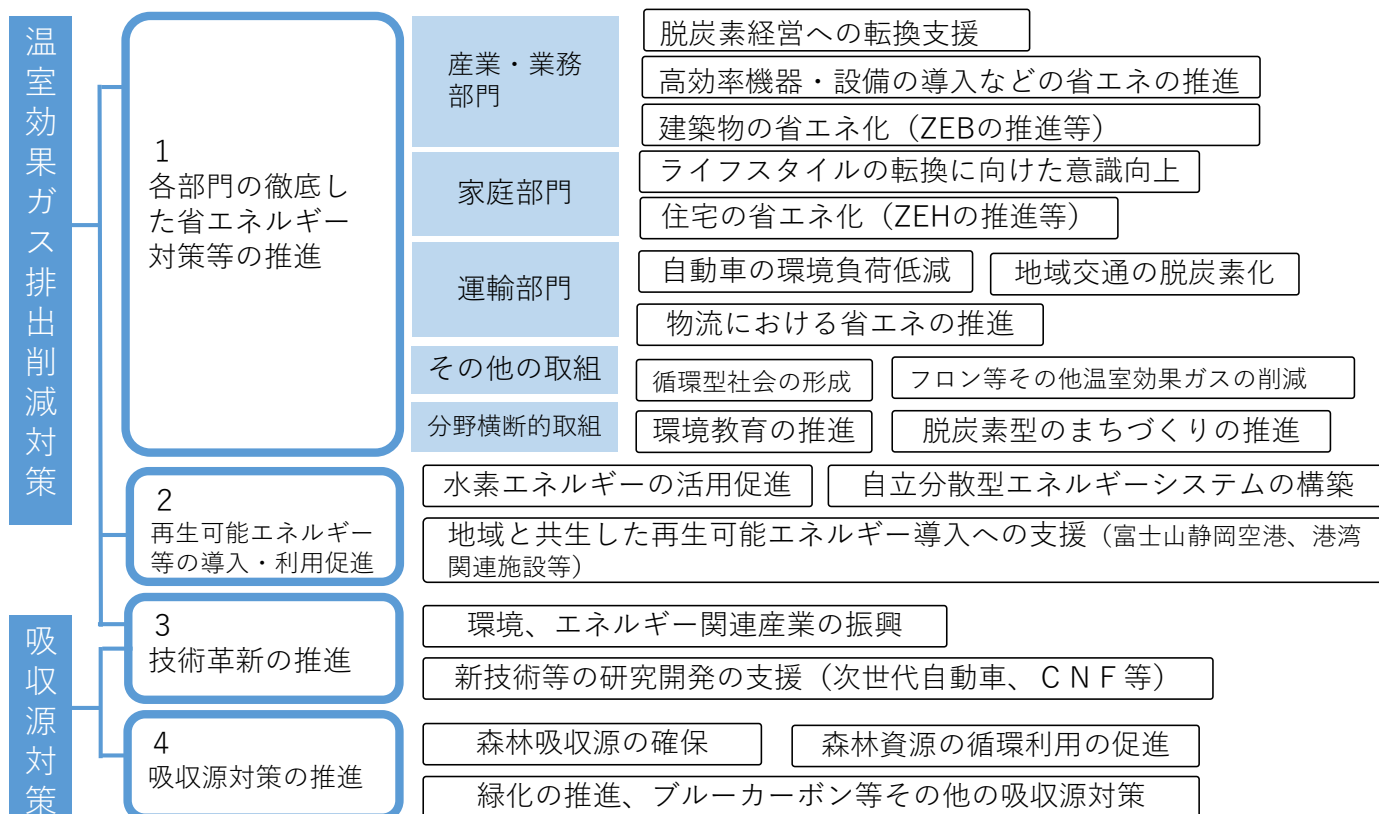


静岡県
Shizuoka Prefectural Government

19

5 取組の内容（施策体系）

※詳細は第2回計画検討評価部会で提示



静岡県
Shizuoka Prefectural Government

20

6 適応取組方針

<改定の目的>

- ・第3次気候変動影響評価報告書等の**最新の科学的知見**や県内の影響・課題を計画へ反映する。
- ・**「緩和」と「適応」を両輪として推進**するため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と一体的に整理する。
- ・庁内関係部局、市町、県民、事業者等との連携を強化し、**気候変動に強い地域づくりを推進**する。

<見直しの方向性>

■ 既存計画の再検討・見直し

- ・目標について、静岡県が目指すべき姿を適応でも提示するための再検討。
- ・関係各課の気候変動適応に関する具体的な取組について見直し。



6 適応取組方針

気候変動影響と適応取組方針

- 第1章 適応取組方針策定の趣旨
- 第2章 本県の主な地域特性と気候変動の現状・将来予測
- 第3章 気候変動の影響予測に対する県の適応策
 - ① 農林水産業
 - ② 水環境
 - ③ 自然生態系
 - ④ 自然災害・沿岸域
 - ⑤ 健康
 - ⑥ 経済活動・県民生活
- 第4章 県民・事業者による適応の取組
- 第5章 適応取組方針の推進体制

統合

地球温暖化対策実行計画

- 第1章 計画の位置付け
- 第2章 計画策定の背景
- 第3章 本県の地球温暖化対策の現状と課題
- 第4章 計画の目標
- 第5章 取組の内容
- 第6章 本件の基準
- 第7章 計画の推進
- 第8章 気候変動影響と適応取組 ***新設**
 - ① 農業・林業・水産業
 - ② 水環境・水資源
 - ③ 自然生態系
 - ④ 自然災害・沿岸域
 - ⑤ 健康
 - ⑥ 産業・経済活動、県民生活



策定年月	2027（令和9）年3月	
計画期間	2027（令和9）年度～2030（令和12）年度	
基準年度	2013年度	現計画同様
目標 (成果指標)	長期目標：2050年 カーボンニュートラル 目標：2030年度 46.6%削減	現計画同様 ※但し、2035年、2040年の数値を明記
	再生可能エネルギー導入量：84.7万kl	見直し
方針	1 各部門の徹底した省エネルギー対策等の推進 2 再生可能エネルギー等の導入・利用促進 3 技術革新の推進 4 吸収源対策の推進	現計画同様
重点施策	1 中小企業等脱炭素化支援プロジェクト 2 建築物・住宅の省エネ化の推進 3 脱炭素型ライフスタイルへの転換 4 再生可能エネルギーの導入拡大	現計画同様
管理指標	4つの方針ごとに、計37の管理指標を設定	見直し
具体的な取組	4つの方針ごとに、各課の取組を記載	見直し



見直しのポイント

	項目	内容
国計画 との整合	地球温暖化対策計画 (R7.2月改定)	- 計画期間の延長 (2030年度末⇒2040年度末) 2030年度目標(△46%)変更なし - 新たに2035年度(△60%)、 2040年度(△73%)の目標値設定
県計画 との整合	静岡県総合計画 ～しずおかウェルビーイングプラン～ (R8.2月策定)	「幸福度日本一の静岡県」を目指し、 大柱：環境・エネルギー 中柱：脱炭素社会の構築 を掲げる
	静岡県エネルギー戦略 (R8.3月策定)	- 新計画期間2026年度～2030年度 ＜戦略1＞GXによる産業振興 ＜戦略2＞再生可能エネルギーの効果的導入 ＜戦略3＞徹底した省エネルギーの推進 - 再エネ導入目標：73.7万kl
その他	気候変動影響と適応 取組方針 (R8年度見直し)	地球温暖化対策実行計画に統合 第3章(県の適応策)及び第4章(県民・事業者の適応取組)を第8章として新たに追加

